

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 告 示	四五
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	四五
○ 大規模小売店舗の新設の届出について意見があつた件	四五
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	四六
○ 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件	四六
○ 道路の区域を変更する件四件	四七
○ 道路の供用を開始する件三件	四八
公 告	
○ 地方税法により特約業者の指定を取り消した件	四九
○ 採石業務管理者試験を実施する件	四九
○ 浸水想定区域を指定した件二件	四九

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十三号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

3 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十三条の二の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第二十六條（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則附則第三項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

（職員業務課福利厚生室）

告 示

福島県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和二年八月四日から同年十二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備えて縦覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前） 協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 遠藤 吉光

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

（変更後）

協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 遠藤 吉光

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

三 変更した年月日

令和二年六月一日

- 四 届出年月日
令和二年七月十六日
- 五 届出をした者
協同組合ながぬまショッピングパーク
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年八月四日から同年九月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ二本松Aエリア 福島県二本松市作田二四〇番ほか四十九筆
メガステージ二本松Bエリア 福島県二本松市作田二二番一ほか七十五筆
- 二 法第八条第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要

1 交通に係る事項

(一) 道路の渋滞対策並びに交通事故の未然防止対策を講じること

交差点(1)に北東側から向かってきた場合、オフランプを通り国道四五九号に右折して合流することとなるが、右折するのに時間がかかり渋滞が発生すると考えられる。オフランプの部分が渋滞になると、国道四号まで車が連なり、走行中の車と待機中の車で事故が起きる可能性があるため、ガードマンを配置し、事故発生に注意する必要がある。

交差点(2)に北側から向かってきて右折する場合、右折レーンが無いため渋滞になると考えられる。交差点(2)では右折せずに、交差点(9)で右折するように対応が考えられる。その場合、交差点(9)において北側から来て右折する車だけでなく、南側から来て左折する車があり、右折が円滑にできない可能性があるため、ガードマンを配置し、円滑な交通にする必要がある。

(各交差点については、別紙「令和二年二月七日 大店立地法に係る計画概要説明会(メガステージ二本松)に関する説明会」資料五十三ページ)参照

2 防犯対策に係る事項

(一) 封鎖するための器具が人の手で移動できないようにするなど、営業時間外における出入口封鎖の徹底を図ること。

- (二) 店舗内および出入口のほかに、駐車場を撮影する防犯カメラを設置すること。
- (三) 犯罪の抑止効果を高めるため、「防犯カメラ作動中」の看板を来客の目につく場所に設置すること。また、私服警備員だけでなく、制服警備員を配置すること。
- (四) 騒音苦情対策(駐車場における速度抑止も含む)や改造車両等が集まらないようにするため、駐車場内に減速帯を設置すること。
- (五) 拡幅道路にかかる既設街路灯の代替施設については、地元要望もあるため、今後道路管理者と協議すること。

3 騒音の発生に係る事項

(一) 騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当する施設を設置する場合、または特定建設作業に該当する建設工事を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。

4 廃棄物の発生に係る事項

排出される廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するとともに、減量化・資源化に積極的に取り組むこと。

5 街並みにかかる事項

特に意見なし。

(「別紙」は省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南会津町土地改良区から令和二年六月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月二十七日認可した。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市三和町下市萱字片岸二四九の一、二五〇の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 二八八号	双葉郡大熊町大字野上 字湯の神二八四番地先 から 同 郡同 町大字野上 字湯の神三二七番地先 まで	八・八 一四・四	八・八 二二・二	二〇〇・〇	二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百九十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長
	八・八 二二・二	二〇〇・〇

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわ き石川線	いわき市遠野町深山田 字沢繋一一七番二地先 から 同 市遠野町深山田 字沢繋一二〇番一八地 先まで	九・八 七〇・〇	一二・〇 七〇・〇	六六二・三	六六二・三

(道路計画課)

福島県告示第四百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道いわ き石川線	いわき市遠野町深山田 字沢繋一一七番二地先 から 同 市遠野町深山田 字沢繋一二〇番一八地 先まで	一二・〇 七〇・〇	一一・〇 三一・九	六六二・三	六六二・三

(道路計画課)

福島県告示第四百九十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長
	一一・〇 三一・九	六六二・三

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野三春石川線	本宮市稲沢字平田石一六五番一地从先から同 市稲沢字平田石五五番二八地先まで	変更前 一一・〇〇 一三〇・〇〇 変更後 一一・〇〇 八九・〇〇	一一・〇〇 一三〇・〇〇	一三五・〇〇 一八〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市遠野町深山田字沢繋一一七番二地先から同 市遠野町深山田字沢繋一一〇番一八地先まで	令和二年八月四日

(道路計画課)

福島県告示第五百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	本宮市稲沢字平田石一六五番一地从先まで	令和二年八月四日

先から 同 市稲沢字平田石五五番二八地 先まで

(道路計画課)

福島県告示第五百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	本宮市稲沢字研石二四番四地先から同 市稲沢字研石三〇番六地先まで	令和二年八月四日

(道路計画課)

公 告

公告第六十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社渡部商会	目黒 洋	会津若松市城西町八番六六号	令和二年六月三十日

(税務課)

公告第百六十三号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第四十九回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験日時

令和二年十月九日(金) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

けんしん郡山文化センター集会室・第三会議室・第四会議室(郡山市堤下町一番二号)

ただし、出願者数が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用制限人数を上回る場合、次の場所を追加することがある。

郡山市労働福祉会館大ホール(郡山市虎丸町七番七号)

三 受験願書の提出期間

令和二年八月四日(火)から同年九月七日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日付けまでの通信日付印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課とする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部産業振興総室企業立地課又は各福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に問い合わせること。郵送により照会する場合は、宛先明記の八千円切手を貼った返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(企業立地課)

公告第百六十四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、富岡川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件(平成二十一年福島県公告第百七十六号)(富岡川水系富岡川に係る部分に限る。)は、廃止する。

令和二年八月四日

公告第百六十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、大塩川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和二年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)